

特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン
役員報酬等ならびに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン（以下、「WVJ」という。）定款第19条第3項の規定に基づき、WVJの役員報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款13条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。ただし、次号に定める費用を除く。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い、直接発生する通勤費、旅費交通費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 WVJは、定款第19条第1項の規定にかかわらず、役員に報酬等を支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員を兼務する理事に対しては職員の職務の対価として、WVJの職員給与規則、高年齢者契約職員給与規則、正職員退職手当支給規則、執行役員（特別幹部職員）規程等の定めに基づき給与、その他手当、賞与および退職金等を支払うものとする。

(費用の負担)

第4条 WVJは、役員がその職務の遂行に伴う第2条(3)の費用を支払う。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、総会の決議による。

(附則) この規則は2014年9月22日より施行し、同日より適用する。

特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン
職員給与規則

(総則)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン（以下「WVJ」という。）の正職員就業規則（以下「就業規則」という。）第30条に基づき、WVJの正職員の給与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規則は、WVJの正職員（以下「職員」という。）に適用される。ただし、契約職員であって正職員に準ずる者には準用する。なお、海外派遣契約職員、JPO職員、嘱託職員、アルバイト職員、高齢者契約職員については適用せず、別に定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、特別手当、扶養手当、通勤手当、割増勤務手当、住居手当及び役職手当とする。

(給与の支給方法及び支給日)

第4条 職員の給与（特別手当を除く）は、その月の1日から末日までの分を1ヵ月分として、その月の25日に支給する。ただし、支給日が休日の場合は、順次前日に繰上げて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、割増勤務手当は、その月の1日から末日までの分として、その翌月の25日に支給する。支給日が休日の場合は、前項の但し書きの規定を準用する。

3 第15条に定める給与減額は、欠勤、遅刻、早退等があった月の翌月の給与を減額する。

4 新規採用者又は復職者が職に就いた月の給与は、勤務を始めた日から次の計算式による日割計算により支給する。

日割計算の算定

$$(\text{基本給} + \text{扶養手当} + \text{住居手当} + \text{役職手当}) \times \frac{\text{その月の勤務日}}{\text{その月の所定勤務日}}$$

5 職員が退職した場合は、その日までの給与を日割計算により支給し、職員が死亡した場合は、その月の末日までの給与を支給する。

6 職員の給与は、法令に基づき控除すべき金額及び賃金控除協定に定める金額を控除し、支給する。

7 職員への給与の支払いは、本人の指定する本人名義の銀行口座への振り込みをもって行う。ただし、本人が申し出た場合には通貨で直接支払うものとする。

(基本給)

第5条 基本給は、WVJの定める人事評価に基づき別表第1に定める職務等級表により格付け決定する。ただし、人事評価結果及び管理職定年により昇給のみならず降給することがある。なお、人事評価及び管理職定年による昇給・降給等に関する事項は、「職員初任基本給、昇降格及び昇降給等に関する規則」に定める。

2 初任給は、前項の人事評価項目に基づき期待される職務等に応じ暫定的に決定し、前項の人事評価に基づき正式に職務等級を格付け決定する。

(降給に伴う調整給)

第6条 前条第1項に基づく降給により、職員の基本給が10%を超えて減額した場合には、1年間に限り、10%を超える額を調整給として支給する。

(特別手当)

第7条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下、これらの日を「基準日」という)にそれぞれ

在職する職員であつて、下記に定める算定期間の満6箇月勤務した者に対して支給する。ただし、基準日前1箇月以内に定年退職し、又は死亡した職員についても支給する。

基準日 6月1日の場合、算定期間 12月1日から5月31日

基準日 12月1日の場合、算定期間 6月1日から11月30日

- 2 特別手当の額は、基準日現在（定年退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における基本給及び扶養手当の月額（役職手当を受けるものにあつては、その額を加算した額）の合計額に、100分の150（定年退職し、又は死亡した職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額を基準とし、人事評価に基づき決定する。
- 3 理事長の承認を経て、基準日現在在職する職員であつて、算定期間における勤務期間が6箇月に満たない職員にも、当該算定期間に勤務した日数及び時間、並びに人事評価を勘案し、支給することがある。また、育児・介護休業日数または時間の取扱いについては、別に定めるところによる。
- 4 前各項にかかわらず、WVJの財務状況によっては特別手当を支給せず、又は第2項の計算方法によらないことがある。

（特別手当の支給日）

第8条 特別手当は、基準日6月1日の場合は6月30日、基準日12月1日の場合は12月10日に支給する。ただしこれらの日が休日の場合は、順次前日に繰り上げて支給する。

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養家族のある職員に支給する。

- 2 扶養家族とは次に掲げる者で、主として職員の収入により生計を維持する者とする。ただし、年間100万円以上の恒常的な所得のある者を除く。
 - (1) 配偶者
 - (2) 満18才未満の子供及び孫
 - (3) 満60才以上の父母及び祖父母
 - (4) 満18才未満の弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養家族については17,000円、第2号から第5号に該当する扶養家族については一人につき5,000円である。なお、職員に配偶者がいない場合には、第2号から第5号に該当する扶養家族のうち1人についてはのみは17,000円となる。
- 4 扶養手当を受ける資格を取得又は喪失し、あるいは扶養家族に異動が生じた場合は、直ちに理事長に届け出ること。ただし、届け出が遅延した場合の不利益は本人が負担するものとする。
- 5 必要と認められたときは、事実を証明する書類を提出しなければならない。

第10条 扶養家族の発生及び増加のときは、前条第4項の届出がなされた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から扶養手当の支給を開始又は増額する。また、扶養家族の減少又は消滅、あるいは扶養手当を受けている職員が離職又は死亡したとき、それが生じた日の属する月をもって支給を廃止又は減額する。

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、職員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合に支給する。ただし、利用距離が1km以上の場合に限る。

- 2 通勤手当は、職員の通勤に必要な6箇月の定期券購入費に相当する額を6箇月毎に支給する。ただし、その支給額が非課税限度額を越える場合は、非課税限度額を上限とする。
- 3 新規採用者又は復職者の通勤手当は、採用日又は復職日から日割計算で支給する。また、月の途中で順路や交通機関の変更等があった場合の通勤手当額の変更は、その翌日からとし、精算

して算定する。

4 退職者の通勤手当は、最終出勤日までの額を日割計算で精算する。

(割増勤務手当)

第12条 割増勤務手当は、次の計算式により支給する。ただし、D級及びND級の者には支給しない。

勤務時間1時間あたりの金額の算定
基本給+住居手当(扶養家族0名分)+役職手当

年間所定労働時間(1764時間)÷12

2 時間外勤務手当として、前項の金額×1.25×時間外労働時間数

ただし、その時間外労働が午後10時から翌朝の午前5時までの間である場合は、次の計算式による。

勤務時間1時間あたりの基本給×1.5×深夜時間外労働時間数

3 休日勤務については、原則として休日振替をもって対応し、休日割増手当は支給しない。

(住居手当)

第13条 住居手当は、第9条第2項による扶養家族の数に応じて支給され、その額は次のとおりである。

(1) 扶養家族0名の者 15,000円

(2) 扶養家族1名の者 17,500円

(3) 扶養家族2名の者 20,000円

(4) 扶養家族3名の者 22,500円

(5) 扶養家族4名の者 25,000円

2 新たに職員となったものは、所定の住居届により、所定の書類を添えて理事長に届出なければならない。届出内容に変更があった場合についても同様である。

3 理事長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出にかかわる事実を確認し、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

4 住居手当の支給は、所定の住居届の提出があった日に属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始され、届出内容等に変更があった場合についても同様である。ただし、扶養家族の減少あるいは消滅が生じた場合、それが生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額が改定される。

(役職手当)

第14条 役職手当は、別表第2に定められるところによる。

(給与の減額)

第15条 欠勤、遅刻、早退等の場合、その勤務しない時間に1時間あたりの基本給をかけた額を減額する。ただし、事務局長が承認したものについては、この限りではない。

2 給与の減額については、次の計算式により行う。

減額時間1時間あたりの金額の算定
基本給+扶養手当+住居手当+役職手当

その月の所定勤務日×1日の所定労働時間(7時間)

(非常時払い)

第16条 職員が次の各号の一に該当する場合で本人から請求があったときは、支給日前であつても既往の勤務に対する給与を支給する。ただし、理事長が特に認めたときはその月分を前払

いすることができる。

- (1) 本人またはその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、結婚、死亡または災害の場合
- (2) 本人またはその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由によって1週間以上にわたり帰郷する場合
- (3) その他理事長がやむを得ない事由があると認めた場合

(年次有給休暇の取り扱い)

第17条 就業規則第16条に定める年次有給休暇については、通常の賃金を支払う。

(特別休暇の取扱い)

第18条 就業規則第17条に定める特別休暇については、通常の賃金を支払う。

(その他休暇等の取扱い)

第19条 次に定める休暇等は、無給扱いとする。

- (1) 就業規則第18条に定める介護休業及び介護のための勤務時間の短縮時間
- (2) 就業規則第19条に定める育児休業及び育児のための勤務時間の短縮時間
- (3) 就業規則第20条に定める育児時間
- (4) 就業規則第23条に定める生理休暇
- (5) 母性健康管理上の通院時間、休業、短時間勤務等

(改正)

第19条 この規則の改正は、理事会の議決を経て理事長が行なう。

(細則)

第20条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、1991年6月10日から施行し、1987年10月19日より適用する。
- 2 1995年9月4日、第8条3を改正。1995年9月4日より適用する。
- 3 2011年12月5日、改正。2012年4月1日より適用する。

なお、移行にあたっては下記を適用する。

記

- (1) 2012年4月1日の本規則適用時における号俸は、次に定めるところによる。
 - (ア)2012年3月における基本給が、適用時におけるその職員の属する等級の最高号俸の基本給より少ないときは、人事評価を勘案し、その基本給を超えて、かつ属する等級でそれに最も近い額の号俸
 - (イ)2012年3月における基本給が、適用時においてその職員の属する等級の最高号俸の基本給を超えているときは、その等級の最高の号俸
- (2) 前項(イ)の場合においては、適用前の基本給と適用時の基本給との差額に関し、下記に定めるところにより、調整給を支給する。ただし、下記に定める移行期間において、昇給・昇格等により、基本給の額が適用時の基本給と下記に定める調整給の合計額を上回った場合には、その昇給・昇格以降は調整給を支給しない。
 - (ア)2012年4月から2012年9月まで 上記差額の100%
 - (イ)2012年10月から2013年9月まで 上記差額の80%
 - (ウ)2013年10月から2014年9月まで 上記差額の60%

元書類收受日 令和 1年12月27日
差替書類收受日 令和 5年9月1日

(エ)2014年10月から2015年9月まで 上記差額の40%

なお、調整給は賞与の算定基礎額には含まれない。

(3) 第(1)項(イ)の適用を受けた職員の退職金については、特段の事情がある場合を除き、少なくとも2012年3月末に退職すれば得られたであろう退職金の額を保証する。

以上

4 2013年5月23日、改正。2013年5月23日より適用する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	事業年度	2018年10月1日～2019年9月30日
-----	-------------------------	------	-----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会費収入	610,000 円
寄付金収入	3,814,945,868 円
民間助成金等収入	770,071,104 円
政府補助金等収入	120,769,197 円
国際機関受託金等収入	1,373,978,873 円
委託事業収入	11,708,182 円
受取利息収入	17,947 円
為替換算差益	54,290 円
雑収入	1,807,913 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	6,093,963,374 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		921,249,330 円	委託金、委託物品
		756,249,028 円	助成金
		212,946,399 円	委託金
		122,493,853 円	補助金、業務委託
		120,810,964 円	委託金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		76,447,436 円	賃料、共益費、電気料金等
		59,400,000 円	TV 放映料等
		52,867,399 円	Web 広告運用費
		41,567,111 円	デジタル広告掲載費
		40,591,800 円	TV 放映料等

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			2018/10/1-2019/9/30	648,000 円	法律顧問料
			2018/10/1-2019/9/30	648,000 円	法律顧問料
			2018/11/8-9, 2019/7/4-5	672,818 円	会場使用料等
			2018/10,11,12, 2019/2,4,6,7,8,9	184,680 円	チラシ、広告等のデザイン料
			2019/6/21	33,411 円	翻訳料
			2019/7/23	5,568 円	講師車代
			2019/9/17	5,568 円	講師車代
			2018/10/5	11,137 円	講師料
			2018/10/16	5,568 円	講師車代
			2018/11/13	5,568 円	講師車代
			2019/2/12	5,568 円	講師車代
			2019/4/9	5,568 円	講師車代
			2019/5/21	5,568 円	講師車代
			2019/6/2	11,137 円	通訳料
			2019/6/7	44,548 円	翻訳料
			2019/6/25	50,116 円	翻訳料
			2019/6/7	38,979 円	翻訳料
			2018/12/2, 2019/2/26, 2019/6/20	162,000 円	チラシ、広告等のデザイン料
2018/10/1-2019/9/30	60,000 円	産業医報酬			

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	360,000円	2018/10/1-2019/9/30
	772,000円	2018/10/1-2019/9/30
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
88人	353,393,405円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2019/3/20			西日本豪雨被災ひとり親家庭就学支援金（入学祝金）	850,000円
	合計			850,000円

7 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

実施日	使 途	金 額
2018年10月5日	エチオピア・アムハラ州 妊産婦・新生児の健康改善事業(第3年次)	21,448,744円
2018年10月5日	ウガンダ南スーダン難民居住地での教育環境および子どもの保護環境改善事業	40,050,771円
2018年10月5日	ハンガリー・シラト県コライガット郡 コミュニティと取り組む水・衛生環境改善事業(第3年次)	26,103,903円
2018年10月5日	イラク・モスル西部の脆弱な帰還民・避難民およびホストコミュニティの子どもたちへの教育支援事業	11,317,966円
2018年10月5日	ヨルダン・シリア難民およびヨルダン人の子どもたちへの教育支援事業5	28,057,243円
2018年10月5日	エチオピア・カンベラ州ジョウイ難民キャンプにおける中等教育環境整備事業	47,444,835円
2018年10月12日	イラク出張 事業調整 現地滞在費として	70,000円
2018年10月12日	インド出張 事業調整 現地滞在費として	150,000円
2018年10月15日	イラク出張 事業調整 現地滞在費として	195,000円
2018年10月19日	アメリカ出張 研修出席 現地滞在費として	60,000円
2018年10月19日	エチオピア出張 事業視察 現地滞在費として	110,000円
2018年10月26日	ケニア出張 事業視察 現地滞在費として	48,000円
2018年10月26日	タンザニア出張 事業視察 現地滞在費として	190,000円
2018年10月31日	海外地域開発援助費用	198,000,000円
2018年11月2日	スイス出張 会議出席 現地滞在費として	120,000円
2018年11月2日	イラク出張 事業調整 現地滞在費として	170,000円
2018年11月2日	タンザニア出張 事業視察(支援者同行) 現地滞在費として	150,000円
2018年11月5日	ケニア・エンクト地区電化による生活改善支援事業	12,704,000円
2018年11月5日	南スーダン・タンブラ郡教育システムにおけるレシリエンス強化事業3	194,720,134円
2018年11月8日	カンボジア出張 事業視察 現地滞在費として	70,000円
2018年11月16日	エチオピア出張 事業調整 現地滞在費として	160,000円
2018年11月16日	ウガンダ出張 事業調整 現地滞在費として	150,000円
2018年11月21日	ウガンダ出張 事業調整 現地滞在費として	120,000円
2018年11月21日	ドイツ出張 会議出席 現地滞在費として	80,000円
2018年11月21日	フィリピン出張 会議出席 現地滞在費として	110,000円
2018年11月26日	アメリカ システム維持管理費として	1,941,896円
2018年11月30日	海外地域開発援助費用	210,000,000円
2018年12月18日	ウガンダ出張 事業視察 現地滞在費として	300,000円
2018年12月28日	海外地域開発援助費用	209,000,000円
2019年1月7日	ミャンマー出張 事業視察(支援者同行) 現地滞在費として	250,000円
2019年1月11日	カンボジア出張 事業視察 現地滞在費として	40,000円
2019年1月11日	ウガンダ出張 事業調整 現地滞在費として	130,000円
2019年1月11日	イラク出張 事業調整 現地滞在費として	200,000円
2019年1月18日	インド出張 事業調整 現地滞在費として	100,000円
2019年1月18日	インド出張 事業調整 現地滞在費として	190,000円
2019年1月18日	エチオピア出張 事業調整 現地滞在費として	90,000円
2019年1月18日	ケニア出張 事業調整 現地滞在費として	300,000円
2019年1月18日	ドイツ システム維持管理費として	315,150円
2019年1月25日	ケニア出張 事業視察(支援者同行) 現地滞在費として	450,000円
2019年1月31日	ハンガリー出張 事業調整 現地滞在費として	90,000円
2019年1月31日	南スーダン出張 事業調整 現地滞在費として	190,000円
2019年1月31日	海外地域開発援助費用	207,000,000円
2019年2月1日	スリランカ出張 事業視察(支援者同行) 現地滞在費として	100,000円
2019年2月1日	エチオピア出張 事業調整 現地滞在費として	190,000円
2019年2月1日	ハンガリー出張 事業調整 現地滞在費として	150,000円
2019年2月1日	イラク出張 事業調整 現地滞在費として	41,000円
2019年2月1日	イラク出張 事業調整 現地滞在費として	50,000円
2019年2月5日	ハンガリーへの避難民居住地におけるジェンダーに基づく暴力削減支援事業	67,354,559円
2019年2月6日	ハンガリー出張 事業調整 現地滞在費として	100,000円
2019年2月8日	エチオピア出張 事業調整 現地滞在費として	190,000円
2019年2月14日	カンボジア出張 事業視察(支援者同行) 現地滞在費として	110,000円
2019年2月15日	ウガンダ出張 事業調整 現地滞在費として	160,000円
2019年2月21日	イギリス出張 会議出席 現地滞在費として	65,000円
2019年2月22日	タンザニア出張 事業調整 現地滞在費として	100,000円
2019年2月28日	海外地域開発援助費用	208,000,000円
2019年3月7日	ラオス出張 事業調整 現地滞在費として	80,000円
2019年3月8日	ベトナム出張 事業調整 現地滞在費として	110,000円
2019年3月8日	ヨルダン出張 事業調整 現地滞在費として	285,000円
2019年3月12日	ヨルダン出張 事業調整 現地滞在費として	140,000円
2019年3月14日	ヨルダン出張 事業視察 現地滞在費として	113,000円
2019年3月14日	ヨルダン出張 事業視察 現地滞在費として	100,000円
2019年3月19日	タイ出張 会議出席 現地滞在費として	36,000円
2019年3月19日	ハンガリー出張 事業調整 現地滞在費として	180,000円
2019年3月19日	アメリカ出張 会議出席 現地滞在費として	170,000円
2019年3月22日	フィリピン出張 事業視察(支援者同行) 現地滞在費として	200,000円
2019年3月29日	海外地域開発援助費用	203,000,000円
2019年4月2日	ハンガリー出張 事業調整 現地滞在費として	100,000円
2019年4月5日	エチオピア出張 事業調整 現地滞在費として	80,000円
2019年4月5日	ホンジュラス出張 会議出席 現地滞在費として	120,000円
2019年4月11日	ハンガリー出張 事業調整 現地滞在費として	120,000円
2019年4月12日	ハンガリー出張 事業視察 現地滞在費として	120,000円
2019年4月12日	イラク出張 事業調整 現地滞在費として	54,000円
2019年4月12日	イラク出張 事業調整 現地滞在費として	60,000円
2019年4月12日	エチオピア出張 事業調整 現地滞在費として	140,000円

実施日	使 途	金 額
2019年4月15日	エルサルバドル出張 事業調整 現地滞在費として	120,000円
2019年4月19日	ケニア出張 事業調整 現地滞在費として	250,000円
2019年4月19日	エチオピア出張 事業調整 現地滞在費として	190,000円
2019年4月26日	ウガンダ出張 事業調整 現地滞在費として	70,000円
2019年4月30日	海外地域開発援助費用	202,000,000円
2019年5月7日	イラク:モスル西部で紛争の影響を受けた子どもたちのための教育・保護環境改善事業	36,197,242円
2019年5月7日	ウガンダ北部における難民居住地での教育・子どもの保護事業	21,744,497円
2019年5月8日	ウガンダ出張 事業調整 現地滞在費として	200,000円
2019年5月17日	ドイツ出張 会議出席 現地滞在費として	180,000円
2019年5月31日	ネパール 政府補助金の残預金返還として	3,323,993円
2019年5月31日	海外地域開発援助費用	235,000,000円
2019年6月7日	エチオピア出張 事業調整 現地滞在費として	230,000円
2019年6月10日	ハンガリー出張 事業調整 現地滞在費として	70,000円
2019年6月11日	ハンガリー出張 事業調整 現地滞在費として	80,000円
2019年6月14日	南スーダン出張 事業調整 現地滞在費として	190,000円
2019年6月25日	カンボジア 政府補助金の残預金返還として	2,575,393円
2019年6月26日	ケニア出張 事業視察(支援者同行) 現地滞在費として	190,000円
2019年6月30日	海外地域開発援助費用	243,000,000円
2019年7月3日	アメリカ出張 会議出席 現地滞在費として	450,000円
2019年7月3日	ザンビア出張 会議出席 現地滞在費として	135,000円
2019年7月12日	タイ出張 会議出席 現地滞在費として	82,271円
2019年7月12日	タイ出張 会議出席 現地滞在費として	70,000円
2019年7月12日	南スーダン出張 事業調整 現地滞在費として	120,000円
2019年7月18日	ジャカルタ出張 会議出席 現地滞在費として	110,540円
2019年7月19日	インドネシア出張 事業調整 現地滞在費として	100,000円
2019年7月29日	ヨルダン出張 事業調整 現地滞在費として	120,000円
2019年7月31日	海外地域開発援助費用	218,000,000円
2019年8月1日	ネパール出張 事業調整 現地滞在費として	120,000円
2019年8月2日	ヨルダン出張 事業調整 現地滞在費として	95,000円
2019年8月5日	南スーダン:セントラル・アッパー・ナイル・緊急期の教育支援事業	6,819,445円
2019年8月16日	ヨルダン出張 事業調整 現地滞在費として	135,000円
2019年8月16日	ヨルダン出張 事業調整 現地滞在費として	160,000円
2019年8月16日	ベトナム出張 事業調整 現地滞在費として	60,000円
2019年8月16日	カンボジア出張 事業視察・素材撮影 現地滞在費として	100,000円
2019年8月23日	ハンガリー出張 事業視察 現地滞在費として	100,000円
2019年8月30日	アメリカ出張 研修出席 現地滞在費として	40,000円
2019年8月30日	海外地域開発援助費用	164,000,000円
2019年9月3日	ケニア出張 事業調整 現地滞在費として	100,000円
2019年9月5日	ヨルダン:シリア南西部における紛争の影響を受けた子どもたちへの教育・保護支援事業	19,630,551円
2019年9月5日	ハンガリーへの避難民居住地におけるジェンダーに基づく暴力被害防止事業	939,232円
2019年9月6日	コンゴ出張 事業調整 現地滞在費として	300,000円
2019年9月11日	ウガンダ出張 事業調整 現地滞在費として	145,000円
2019年9月11日	ウガンダ出張 事業調整 現地滞在費として	120,000円
2019年9月12日	タイ出張 会議出席 現地滞在費として	38,371円
2019年9月12日	マラウイ出張 事業調整 現地滞在費として	130,000円
2019年9月13日	南スーダン出張 事業調整 現地滞在費として	120,000円
2019年9月18日	アメリカ出張 会議出席 現地滞在費として	300,000円
2019年9月20日	海外地域開発援助費用	244,812,500円
2019年9月26日	ハンガリー出張 事業調整 現地滞在費として	100,000円
2019年9月27日	ハンガリー出張 事業調整 現地滞在費として	90,000円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	2018年10月1日～ 2019年9月30日	10人	0人	0%	3人	30.0%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員数	10人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	3人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
新川代利子		理事		○							2006年10月1日就任 2019年9月30日退任
飯島 延浩		理事		○							1999年10月6日就任 2019年9月30日退任
内平 (湊) 晶子		理事		○							2018年10月1日就任
小西 孝蔵		理事		○							2014年10月1日就任
榊原 寛		理事		○							2006年10月1日就任
杜 明翰		理事		○							2019年5月13日就任
樋口 紀子		理事		○							2017年5月22日就任
村上 宣道		理事		○							2017年5月22日就任
中島 秀一		監事		○							2016年10月1日就任
峯野 龍弘		監事		○							2018年10月1日就任 2019年9月30日退任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

独立監査人の監査報告書

2019年11月13日

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン
理事長 小西 孝蔵 殿

公認会計士事務所
公認会計士

<財務諸表監査>

私は、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンの2018年10月1日から2019年9月30日までの第20期事業年度の貸借対照表及び損益計算書(公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。)並びにキャッシュフロー計算書並びに財務諸表に対する注記並びに財産目録(以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。)について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<収支計算書に対する意見>

私は、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンの2018年10月1日から2019年9月30日までの第20期事業年度の収支計算書(収支計算書に対する注記を含む。以下同じ。)について監査を行った。

収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、「公益法人会計における内部管理事項について」（2005年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。以下「内部管理事項」という。）に従って収支計算書を作成することにある。

監査人の責任

私の責任は、収支計算書が、内部管理事項に従って作成されているかについて意見を表明することにある。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

収支計算書に対する監査意見

私は、上記の収支計算書が、すべての重要な点において、内部管理事項に従って作成されているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンと私の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		○

イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同 意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン
-----	-------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
○						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ